



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT GROUP

2023 年 9 月 28 日

「LT 会」会報第 23-10 号（総 250 号）

LT グループ

最新の税制優遇措置に関するポイント

中国税務機関は、家計負担をさらに軽減し、科学研究と技術開発を促し、小規模微利企業と個人事業者の発展を支援するため、一連の所得税優遇措置を公表している。

本会報では企業、個人に関連する新旧税制優遇措置の変更点を整理しつつ、対応のポイントをまとめた。

一、現行税制措置と旧税制措置との比較

項番	旧税制措置	現行税制措置
1、個人所得税		
個人所得税特別項目付加控除	旧税制の根拠：国家税務総局公告 2022 年第 7 号 旧税制の有効期限：2022 年 12 月 31 日まで 内容：①3 歳以下の乳幼児看護の特別項目付加控除基準は 1,000 元/月； ②老人扶養の特別項目付加控除基準は 2,000 元/月； ③子供教育の特別項目付加控除基準は 1,000 元/月/子供	現行税制の根拠：国家税務総局公告 2023 年第 14 号 現行税制の有効期限：2023 年 1 月 1 日より 対照：① 3 歳以下の乳幼児看護の特別項目付加控除基準は 1,000 元/月/子供→2,000 元/月/子供； ②老人扶養の特別項目付加控除基準は 2,000 元/月→3,000 元/月； ③子供教育の特別項目付加控除基準は 1,000 元/月/子供→2,000 元/月/子供。
外国籍個人手当の個人所得税	旧税制の根拠：財政部・税務総局公告 2021 年第 43 号 旧税制の有効期限：2023 年 12 月 31 日まで 内容：外国籍個人が居住者個人の条件に合致した場合、個人所得税特別付加控除を享受することを選択するか、または関連規定に従い、住宅手当、言語訓練費、子供教育費等の手当免税優遇税制を享受するかのいずれか一つを選択できるが、二者を同時に享受することはできない。一度選択すると、1 つの納税年度内に変更することはできない。	現行税制の根拠：財政部・税務総局公告 2023 年第 29 号 現行税制の有効期限：2023 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日まで 対照：内容の変更なし、有効期限を延長
年間一次賞与に関わる所得税	旧税制の根拠：財政部・税務総局 2021 年第 42 号 旧税制の有効期限：2023 年 12 月 31 日まで 内容：住民個人が取得した年間一次賞与は、当年の総合所得に組み入れず、総合所得税率表に基づき、適用税率と速算控除数を確定し、単独で計算して納税する。	現行税制の根拠：財政部・税務総局公告 2023 年第 30 号 現行税制の有効期限：2023 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日まで 対照：内容の変更なし、有効期限を延長



項番	旧税制措置	現行税制措置
2、企業所得税		
小規模微利企業の優遇所得税	旧税制の根拠: 財政部税務総局公告 2022 年第 13 号、国家税務総局公告 2021 年第 8 号 旧税制の有効期限: 2022 年 12 月 31 日まで 内容: ①年間課税所得額 ≤ 100 万元の場合、2.5%の税率で企業所得税を納付 ②100 万元 < 年間課税所得額 ≤ 300 万元の場合、5%の税率で企業所得税を納付	現行税制の根拠: 財政部税務総局公告 2023 年第 12 号 現行税制の有効期限: 2023 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日まで 対照: 年間課税所得額 ≤ 100 万元の場合の優遇税制を削除し、「年間課税所得額 ≤ 300 万元の場合に、5%の税率で企業所得税を納付する」に一本化。(通常企業所得税率は 25%)
設備、器具の一括償却による企業所得税の実施減税	旧税制の根拠: 財政部 税務総局公告 2021 年第 6 号 旧税制の有効期限: 2023 年 12 月 31 日まで 内容: 新たに購入した設備、器具で、単価が 500 万元を超えない場合、一度に当期原価費用に計上して課税所得額から控除し、年度別に減価償却を計算しないことが許可される。(つまり一括償却し、損金計上)	現行税制の根拠: 財政部税務総局公告 2023 年第 37 号 現行税制の有効期限: 2024 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日まで 対照: 内容の変更なし、有効期限を延長
3、増値税と付加税		
小規模納税者の増値税免除と減税	旧税制の根拠: 財政部 税務総局公告 2023 年第 1 号 旧税制の有効期限: 2023 年 1 月 1 日より、2023 年 12 月 31 日まで 内容: 月次売上高が 10 万元以下(本数を含む)の増値税小規模納税人に対しては、増値税を免除し、月次売上高が 10 万元以上の場合、税率は 3%から 1%に減税する。	現行税制の根拠: 財政部 税務総局公告 2023 年第 19 号 現行税制の有効期限: 2023 年 1 月 1 日より、2027 年 12 月 31 日まで 対照: 内容の変更なし、有効期限を延長
六税二費減税(右記の六つ税金と二つ付加費用)	旧税制の根拠: 財政部税務総局公告 2022 年第 10 号 旧税制の有効期限: 2024 年 12 月 31 日まで 内容: 増値税小規模納税人、小規模微利企業及び個人工商者に対して 50%の税額幅内で資源税、都市維持建設税、不動産税、都市土地使用税、印紙税(証券取引印紙税は含まない)、耕地占用税及び教育費附加、地方教育附加を減徴することができる。	現行税制の根拠: 財政部 税務総局公告 2023 年第 12 号 現行税制の有効期限: 2023 年 1 月 1 日より、2027 年 12 月 31 日まで 対照: 50%の幅内で決定→一律に半減して徴収

注記: 上記優遇税制のうち、「個人所得税特別項目付加控除」及び「小規模微利企業優遇所得税の税率」のみ変更があり、その他の項目は実施中の優遇措置の期限延長となる。

二、優遇税制を活用した合理的なタックスプランニング

1、個人所得税

(1) 個人所得税の特別項目付加控除:「3 歳以下の乳幼児の看護」と「子供教育附加控除」は両親に及ぶ。個人所得税の税率が高い方(収入が高い方)がこの2項目の控除額をフルに申告すれば、より多く個人所得税を控除することができる。

(2) 外国籍個人手当の個人所得税:外国籍の居住者は、個人所得税特別項目付加控除(中国籍と同じ)と外国籍個人手当の免税優遇税制のいずれかを選ぶことができ、実際の状況によって、所得税税金免除が高い方を選択すると良い。

(3) 年間一次賞与個人所得税:税額は適用税率によって決まり、36,000 元、144,000 元、30 万元、42 万元、66 万元と 96 万元が各税率の上限金額である。企業は従業員賞与計画を作成する際、賞与を 1 元多く支給することで、税金が多くなり実質手取金額が減ることのないよう、賞与金額の決定において適用税率を考慮する可能性があれば、考慮する必要がある。

例:

単位:元

年間一次賞与金額	税率	控除数	個人所得税	税引後実収金額	差額
36,000	3%	0	1,080.00	34,920.00	2,309.10
36,001	10%	210	3,390.10	32,610.90	
960,000	35%	7,160	328,840.00	631,160.00	87,999.45
960,001	45%	15,160	416,840.45	543,160.55	

2、企業所得税

会社が小規模微利企業でなく、他の優遇税制も適用できない場合、25%の企業所得税を納付する必要がある。しかし、企業が小規模微利企業であれば、5%の企業所得税を納付するのみであり、税額の差は少なくとも 60 万元となる。従業員人数や資産総額とも小規模に入るものの、企業所得税納税所得が 300 万元を超えそうな企業におかれては以下が参考になります。

会社は当期の原価と費用(例えば、年間一次賞与、または契約内容により今期に帰属すべき費用等)を記入漏れしているか否かを調査し、翌年の企業所得税確定申告前(通常 5/31)に支払いを完了すれば、当期の課税所得額から控除できる。また、仮に会社は単価 500 万元以下の設備、器具を購入する計画があれば、当期中に実施し、『財政部税務総局公告 2023 年第 37 号』に基づき、一括して当期の原価費用に計上することができる。

以上